

[事案 2024-167] 新契約無効請求

・令和7年9月9日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成26年4月に契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料と受取額との差額を返還してほしい。

- (1)募集時に、前納した金額に加えて、5年間の保険料の支払いが生じることの説明がなく、追加の保険料の支払いは不要と誤信して、本契約を締結した。もし、追加の保険料の支払いが必要であることを認識していれば、契約していなかった。
- (2)募集時に、募集人から設計書、パンフレット等による説明はなく、すべて口頭で説明された。設計書は、契約申込後に交付されたものである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、設計書を用いて、合計保険料額（1か月分）、保険料払込期間、前納払込保険料額等を含めて、契約内容を説明している。意向確認書で「保険料、保険料払込期間はご提案内容でよろしいですか」を含む確認項目に「はい」にチェックを入れ署名押印がされている。
- (2)申立人に錯誤があったとは考えられず、仮に、錯誤があったとしても、申立人には錯誤に陥るにつき重過失がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本件の経緯等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)本契約の保険料払込期間は14年間だが、9年分のみを前納し、以降は月払で保険料の支払が発生するというやや特殊な内容となっており、申立人の意向を適切に把握する必要性は高いものと言えるが、提案をしたその日に契約申込まで至っており、募集人は、申立人に検討する時間を設け、申立人の意向を把握したうえで、内容を修正してあらためて提案をするといったことは行っていない。
- (2)申立人の契約時の年収は300～400万円程度であったと述べているが、契約の9年後には、申立人は60歳となるので、定年を迎えて収入が無くなるか、または少なくとも大幅に減少すると考えられ、月額4万5千円以上になる保険料を支払うことができなくなる可能性は、契約時にある程度想定できたものと考えられる。実際に申立人は、コロナ禍の影響により60歳よりも前に退職し、高齢の母もいるため仕事ができず、貯蓄もなく、保険料の支払いができない状況になったと述べている。

- (3) 募集人は、別の保険契約の満期金等があることを確認しており、その満期金等を本契約の保険料に充当できると考えた旨を述べているが、満期金等の使途は申立人が決めるものであり、本契約の保険料に充当するのであれば、結局申立人自身は自由に使うことのできない資産となってしまうので、募集人の陳述は不合理なものと言える。
- (4) 以上を踏まえると、本契約の内容が、申立人にとって適合性を欠くものであった可能性は否定できない。そして、申立人が、契約から9年後に保険料の支払いが生じることを理解していなかった可能性もあり、募集人の説明に関しても、申立人が理解できるだけの十分な説明ができていたかという点については、疑問が残る。